

国際送金

PBGCでは、海外の銀行に直接電子送金を行うことはできません。海外のお客様への支払いについては、従来、紙の小切手を利用してきました。一方で、海外で米国発行の小切手の受取や換金に問題を抱えている方がいらっしゃることも私たちは承知しております。この問題に対処するには、「国際財務サービス」プログラムによる電信送金、財務省のダイレクト・エクスプレス・デビットカード・プログラム（近日中に利用可能となる予定）の2つの選択肢があります。

米国外に居住されている方は、米国居住者とは異なる手続きが必要になる場合があります。以下に、手続きがどのように異なるかについて、いくつかの例を挙げます。

国際送金

PBGCからの国際送金の手配をご希望の場合は、[「国際送金申請の手順」](#)をご覧ください。

財務省ダイレクト・エクスプレス

本プログラムへの登録をご希望の場合は、弊社までお知らせください。財務省の「ダイレクト・エクスプレス・デビットカード」プログラムに関する情報は、[ダイレクト・エクスプレス](#)（英語ページ）をご覧ください。

源泉徴収

お客様の住所が米国外、また米国領土内にある場合は、源泉徴収に関する情報を取得するため、お客様の市民権のステータスに応じたIRSの所定のフォームをご提出いただく必要があります。PBGCが適切なIRSのフォームを保有していない場合、お支払い額から30%を源泉徴収いたします。

米国は一部の国と租税条約を締結しています。租税条約が締結されていない場合、あなたの国籍状況に応じて、年金支給額から30%の源泉徴収が行われます。租税条約が締結されており、かつPBGCが適切なIRSフォームを保管している場合、支給額には適切な税率が適用されます。

適切な書類をご提出いただければ、あなたの居住国および国籍の状況に応じて適用される租税条約に基づき、要望通りに源泉徴収を行います。

詳細情報および対応するIRSフォームのダウンロードについては、「[連邦税の源泉徴収額の変更](#)」（英語ページ）をご参照ください。

外国語サービス

PBGCでは、英語力が限られている顧客とのコミュニケーションを支援するため、従業員向けのサービスを提供しています。PBGCには、スペイン語での対応を行うスペイン語を話すカスタマーサービス担当者があるほか、その他150の言語での対応を行う電話通訳者もいます。

参加者は、希望する言語でPBGCからの連絡を受けられるよう依頼することができます。必要に応じて、PBGCは手紙、書式、および添付書類を翻訳します。

英語以外の言語でPBGCに送付されたすべての文書は、PBGCによって翻訳されます。

詳細については、「[PBGCのスペイン語ウェブサイト](#)」、また「[その他の言語でのPBGCのサポート情報](#)」をご参照ください。

公証

米国外で公証された文書をPBGCに受理してもらうには、認証手続きを経る必要があります。この手続きは、当該国の分類によって方法が異なります：

- 1961年の「外国公文書の認証を不要とする条約」に[署名している国](#)（英語ページ）に居住する個人は、地元の公証人を訪れて書類の公証を受け、その後、[所管官庁](#)（英語ページ）からアポスティーユ証明書を取得することができます。
- 1961年の「外国公文書の認証を不要とする条約」に[署名していない国](#)に居住する個人は、居住国の米国大使館または領事館を訪れ、文書に有効な認証を受けることができます。

公証済みの書類を認証なしに提出した場合、その書類が承認される前に、アポスティーユまたは認証証明書の取得を求められることがあります。

委任状（POA）

外国の委任状については、国内の委任状とは異なる規則が適用されます。証人、公証人（必要な場合は「[公証](#)（英語ページ）」のセクションを参照）、委任状の有効期間およびその他の特定の規則については、お住まいの国の要件を必ずご確認ください。また、[PBGCフォーム715](#)（英語ページ）を使用すれば、PBGCにおける代理人として1人または複数の人物を指名することもできます。